

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の道路の位置の指定をしましたので、建築基準法施行規則第 10 条の規定に基づき公告します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 24 年 4 月 6 日

京都市長 門 川 大 作

## 1 承諾事項

指定番号	指定年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置	道路の申請者
第 5878 号	平成 24. 3. 29	メートル 6. 00	メートル 17. 45	京都市西京区川島東代町 80 番地 1 の一部, 157 番 地 1 の一部	株式会社 TMOS 代表取締役 豊原博詩

## 2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

(都市計画局建築指導部建築指導課)